



この印刷物は、環境に配慮された  
原材料を使用し、リサイクルを考  
慮して製作されています。

# おおもり

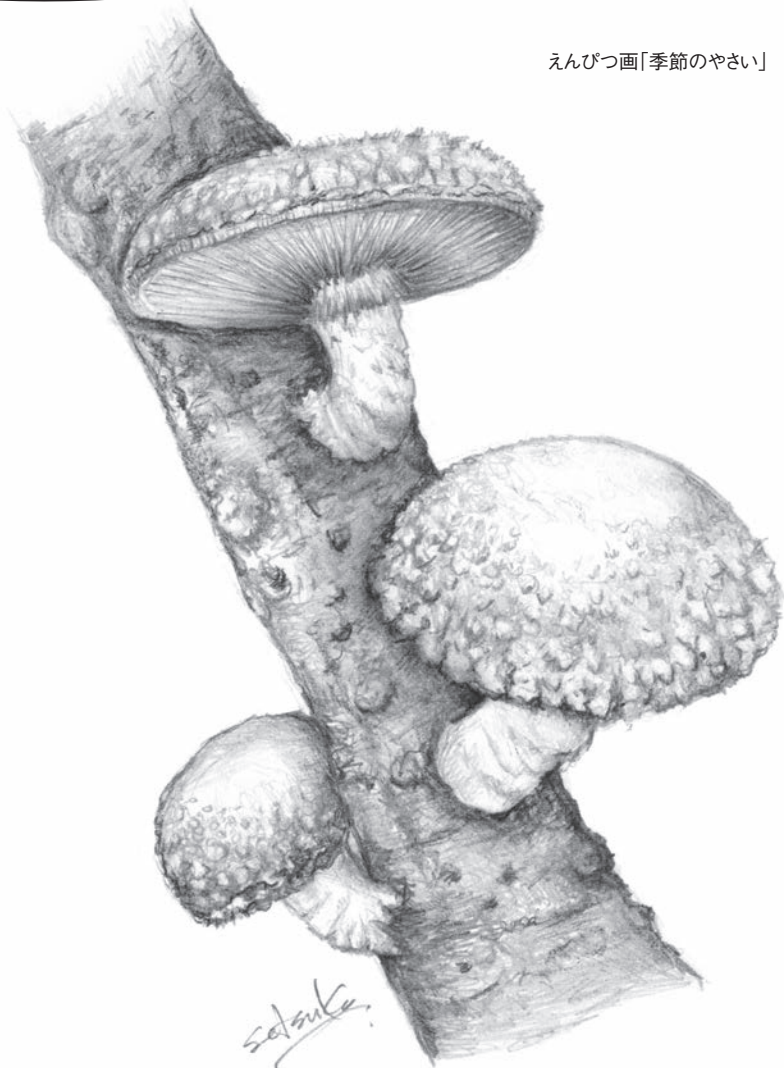
## 法人ニュース

—Vol.6 2019.10・11・12—

### 霜月号

えんぴつ画「季節のやさしい」

■顔 ■  
 大森税務署長 谷口 哲也 ②  
 タックス・インフォメーション④ 令和元年度法人会全国大会 税制改正要望全国大会 ⑥  
 ひろば⑩ FROM大田区/日本政策金融公庫から⑬  
 お出かけください/ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



(作者・京浜容器株) 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体  
公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

原木しいたけ 椎茸(ハラタケ目キシメジ科) 英名 Shiitake  
 今から350年ほど前、大分県の山奥で、炭焼き人が窯に入りき  
 れなかったナラやクヌギを林に放置しました。しばらくすると、椎  
 茸が生えていたことから、人工栽培が始まりました。その後、原木  
 にコマを打ち付けるといわれる原木栽培が確立していきました。  
 (文・衛エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

164

## 笑顔を大切にしていきて、地元の皆さんとの良好な関係を維持していきたい

大森税務署長 谷口 哲也

令和元年10月1日から消費税の税率が変わりましたが、今のところ、表向き大きな混乱も景気の極端な落ち込みも見られないようです。しかしこれから大変なのは税務署の対応。新署長の谷口哲也さんは、笑顔を大切にしながら、地域の皆さんと良好な関係を維持していきたいと語りま

す。

風通しの良い職場環境、組織づくりを心がけて

大森といいますが、大田区勤務は初めてです。署長職は二度目で、新潟県の十日町で2年前に経験しました。大田区には大森、雪谷、蒲田と三つの税務署がありまして、蒲田管内は町工場が多く

下町の雰囲気、雪谷は歴史のある住宅地のイメージ、そして大森はその両方を兼ね備えた街という印象です。ものづくりの工業と馬込文士村や山王など歴史のある住宅地、それにほどよく商店街、飲食店街があつてバランスの良い街だと思います。

就任以来、大森法人会がさまざまな行事を行う際に声をかけてもらっていた聞いています。とても助かりますね。

私は署長として、風通しの良い職場環境、組織づくりを心がけていきたいと考えています。基本は報告、連絡、相談の「報・連・相」が普通に行える雰囲気ですね。

その人が持っている能力以上のものを出せるか、あるいは以下になってしまいかは、職場の環境によるもの大きいと思います。組織が

硬化してしまつたと、悪いところが上がつてこなくなり、悪いことだけでなく、悪いこともきつちり上にあげてもらえれば、みんなで協力して解決できることもあると考えています。

私自身は三重県出身です。仕事ではこれまでさまざまな職務に就かせていただきましたが、西新井での副署長、十日町そして大森の署長と、地域の皆さんと係わる仕事になって楽しく感じるようになりました。そもそもあまり事業者の皆さんに喜ばれる組織ではありませんが、法人会のような関係民間団体などを通じて、理解し広報活動に協力していただけるような地域との連携はありがたいです、楽しいですね。

新潟県十日町市で

人生初の体験



▲十日町合同庁舎  
(出典:国税庁ホームページ)

仕事に関しても、赴任した地域のことでもいろいろ印象はありますが、やはり記憶に残っているのは新潟県十日町市の寒さと雪ですね。私は先ほども申し上げたとおり、三重県出身で比較的暖かいところで育ちました。ですから十日町市では生まれて初めての寒さと豪雪を体験しました。

そんな中での楽しみは美味しい日本酒です。市には条例があつて、乾杯はビールではなく日本酒と決められています(笑)。小さな町の税務署で寒さは辛かったのですが、地元の皆さんの気持ちは温かくてよく協力していただきました。

お酒のことで税務署の産業行政に携わった時のこと

をお話ししますと、6年ほど前のことですが、当時は政府が外国人の訪日観光客を増やそうと「クールジャパン」を提唱していました。日本のおもてなしを体感してもらおうというわけで、観光庁や農水省と連携して日本酒を世界に広めようという仕事に携わりました。

その時先輩に言われたのが、税務署のお酒の担当者は種類で区別してはいけない、すべてのお酒に税金が課せられているので、分け隔てなく飲まなくてはいけないと教えられました、それは今も忠実に守っています(笑)。

子育ては妻に任せきりの時代から、育児休業が当たり前の時代に

住まいは勝どきで、家族は妻と娘、それにトイプードルです。もう15年間くらい、ほぼ毎日ジムへ行きます。とは言え、お目当てはスパです。いわゆるお風呂会員ですね。妻や娘と一緒に出かけるところはほとんどありません。それぞれが楽しんでいるという

感じます。妻はヨガ、ピラティス、娘は格闘技系エクササイズが好きで、お互いに別のジムに通いながら、外の食事で合流したりしています。

転勤も多かったですし、かなり多忙でしたから子育ては妻に任せきりでした。今思えば娘の卒業式に1回も出ていないという、当時はそんな時代で、それが心残りです。

時代は変わって、わが組織でも働き方改革です。ワークライフバランスを考えると仕事と生活の両立を考えることが優先されるようになりました。男性の育児休業も当たり前になりました。

笑顔で税務署と地元の皆さんの良好な関係維持に努めたい

令和元年10月1日から消費税増税が始まり、準備、広報に追われました



が、これからがさらに大変です。同一年度内で税率が変わっていますから消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要となり、慎重対応が求められます。

そこで大事なのが法人会のような関係民間団体によるご協力です。公益社団法人になられて、皆さんも大変かと思いますが、こちらも誠実に税務にご協力いただいている団体や企業にはなるべく情報を公開していく方針です。組織はトップがしかめっ面していると萎縮してしまうと思います。顔色をうかが

いながら仕事をしているようではうまくいくこともいかなくなってしまいます。私もなるべく笑顔でいるよう心がけています。それが税務署と地元の皆さんとの良好な関係を維持し、発展させていくことに役立つ、私の「顔」になればと思っています。

〈インタビュ〉

岡本 勝子 石井 幸恵  
保坂 浩一 安野 貞治郎

〈文〉

須貝 明司  
9月27日 大森税務署にて

■プロフィール■

谷口 哲也(たにぐち てつや)  
昭和34年5月生まれ 三重県出身

昭和59年4月	名古屋国税局採用		
平成4年7月	国税庁 長官官房		
平成11年7月	東京局 消費税課	係長	
平成19年7月	東京局 法人課税課	課長補佐	
平成21年7月	西新井署	副署長	
平成24年7月	東京局 課税二部	酒類調整官	
平成29年7月	関信局 十日町署	署長	
平成30年7月	東京局 調査三部	調査29部門	統括官
令和元年7月	大森署	署長	

T

A

X

part 1 ホットな情報をお届けします

information



# 年末調整について

## 1 年末調整とは

給与の支払者は、毎月の給与の支払の際に源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。この不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。年末調整は、給与の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす大切な手続といえます。

## 2 年末調整を行う時期

年末調整は、通常、本年最後に給与の支払をする時に行いますが、年の途中で死亡等を理由に退職した人や海外の支店へ転動した等の理由により非居住者となった人については、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います。

## 3 年末調整の対象とならない人

次のいずれかに該当する人は、年末調整の対象になりません。

- (1) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
- (3) 給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄適用者）
- (4) 年の途中で退職（死亡退職等を除きます。）した人
- (5) 国内に住所も1年以上の居所も有しない人（非居住者）



- 年末調整の手順や上記事項の詳細については、「令和元年分 年末調整のしかた」をご覧ください（国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードできます）。
- 令和元年分給与と所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について提出期限は**令和2年1月31日（金）**となります。  
※給与支払報告書・特別徴収票は各市区町村へ提出してください。

## e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が、「1,000枚以上」である法定調書については、e-Tax又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注）令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務基準が「100枚以上」（現行：「1,000枚以上」）に引き下げられます。





## いつでもどこでもスマホで申告

国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



### スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます!

### ID・パスワード方式で手続き完結

- ID・パスワード方式を利用して e-Tax で送信すれば申告完了!  
(ICカードリーダーライタ不要)
- e-Tax で送信すれば、生命保険料控除の証明書などの添付書類は提出不要!  
(自宅で保管する必要があります)
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!

※ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※タブレット端末からもご利用いただけます。

### ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年(2019年)1月からマイナンバーカードとICカードリーダーライタを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年(2019年)1月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Tax での申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)



#### D

- ※答えは右ページに
- ① 対象となる。  
② 対象とならない。
- 日本酒を製造するための米の販売は、消費税の軽減税率の対象となるか?

#### C

- ① 給与支給人員が常時五人以上。  
② 給与支給人員が常時十人以上。
- 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなるのは、次のうちどちらの場合か?

#### B

- ① 個別対応方式。  
② 一括比例配分方式。
- 消費税の仕入控除税額の計算方法で、二年間の継続適用が必要なのはどちらか?

#### A

- ① 該当する。  
② 該当しない。
- 既存の建物に避難階段を取付けた場合、修繕費に該当するか?

#### 税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は?





### 3 行政改革の徹底

○ 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めたものであり、この前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府議会が「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1) 国地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制、厳しい財政状況を踏まえ、国、地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制、(2) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減、(3) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置  
○ 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。消費税の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は簡素な給付措置の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよ、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について  
○ マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

## Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

○ 先進国クラブと称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%。アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

○ EU内で我が国は一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れなければならない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置  
(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中古設備を含める。  
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なおそれが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなつての特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法等)を適用するに当たっては、手続きを簡素化するともに、事業年度末(課税期日)が迫つた申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充  
○ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっ

おり、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実  
平成30年度税制改正では、中小企業の代わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 平成29年度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。  
② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特別制度を適用するためには、令和5年3月までに「特別承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討後継者の選任等を始める企業にとつては時間的な余裕がないこと等を懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## Ⅲ. 地方のあり方

○ 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化、地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自動の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

○ ふるさと納税制度の返礼品アピール競争をみており、とあまりに安易で地方活性化に正面から取り組むつもりしているのか疑問を呈させざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

○ 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を全てるものとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや、人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は、地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ヘース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためは、国家公務員に準拠しただけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会には、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化することも、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と報謝活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても、日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### Ⅳ. 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度・令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興・産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着・雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向け

て取り組まねばならない。  
○近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年(現行3年)に延長すること。(個別事項参照)

#### V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

#### 《税目別の具体的課題》

##### 法人税関係

- 1. 役員給与との損金算入の拡充
  - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 2. 交際費課税の適用期限延長
- 3. 公益法人課税

##### 所得税関係

- 1. 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
  - (2) 所得税は国民が能力に応じた適正に負担すべきである。
- 2. 各種控除制度の見直し
  - 各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- 3. 個人住民税の均等割
  - (3) 個人住民税の均等割
  - (4) 法定である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである
- 2. 少子化対策

##### 相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

##### 地方税関係

- 1. 固定資産税の抜本的見直し
  - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- 2. 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すること。また、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。
- 3. また将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については平成3年以降改定がなく据え置かれており、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- 2. 事業所税の廃止
- 3. 超過課税
- 4. 法定外目的税
- 5. 法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

##### その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告

# 大会宣言

法人会全国大会・三重大会



われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果も期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマインスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持する。中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

るとともに、わが国経済の礎として、中小企業の活性化に資する税制、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日

全国法人会総連合全国大会

## 令和2年度 税制改正スローガン

- ◎ 経済の再生と  
財政健全化を目指し、  
歳出・歳入の  
一体的改革を！
- ◎ 適正な負担と給付の  
重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の  
確立を！
- ◎ 中小企業は日本経済の礎。  
活力向上のための  
税制措置拡充を！
- ◎ 中小企業にとって  
事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の  
創設を！



## 研修会・講座など

### 中小企業のための人材採用ノウハウ講座

8/22(木) 参加者6名  
会場: 法人会館研修室



講師: ブランディングテクノロジー(株) 永田義博氏  
アカラックス(株) 岩下正一氏  
(株)ア-ヌエヌエ 杉山豊氏

### なるほど法人税講座

9/3(火)・10(火)・18(水)  
参加者13名  
会場: 法人会館研修室

講師: 税理士 田原憲和氏▶



### はじめての経理実務講座(全5回)

9/19(木)・26(木)  
10/3(木)・17(木)・24(木)  
参加者23名  
会場: 法人会館研修室

講師: 税理士 林広隆氏▶



### 公開講座

10/17(木) 参加者90名  
会場: 大田文化の森

今年度も青年部会  
と公益事業委員会合  
同で公開講座を開催  
しました。リオパラリ  
ンピック車いすテニ  
スプレイヤーの二條実穂氏を迎え  
「夢の力」と題し講演頂きました。



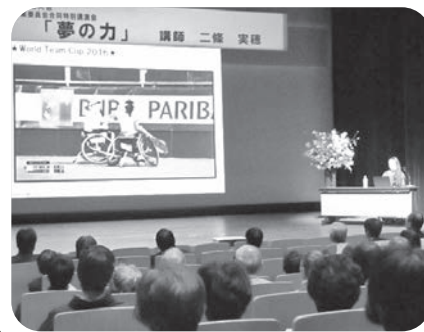
▲講師:  
二條実穂氏

### 第6支部 消費税軽減税率制度 説明会(大田市場)

9/19(木) 参加者64名  
会場: 大田市場事務棟9階会議室



講師: 大森税務署  
中野席調査官▶



## 研修会・講座など

### 役職者 合同研修会

9月3・4(金・土) 参加者29名  
会場:伊豆長岡温泉京急ホテル



▲公益法人について  
県事務局長より説明

### 青年部会 租税教室

10/15(火) 会場:馬込小学校



## 地域イベントに参加

### 第17回 池上祭 「こどもミュージカル」

8/25(日) イベント参加者400名  
会場:池上会館2階集会室



### 梅屋敷流し踊り大会

8/30(金)  
税金クイズ  
参加者200名  
会場:梅屋敷  
商店街



税金クイズコーナーも  
盛況でした▶

### 大森まち活フェスティバル

9/29(日) 税金クイズ参加者300名  
会場:大森駅D-Parking第2会場



Membership  
データ

令和元年10月末現在  
管内法人数 **7,758社** 大森法人会員数 **1,610社**



## 法人会 企業交流会

### 青年部会 家族交流会

7/14(日) 参加者34名  
会場:宮ヶ瀬ダムあいかわ公園



### 第1支部 (大森南地区・大森東地区・ 大森中地区)

8/29(木) 参加者34名  
会場:新宿そっくり館キサラ



### 第3支部 (大森本町地区・大森北地区・ 山王地区)

9/13(金) 参加者27名  
会場:横浜廣東飯店ほか



### 第2・第4・第5支部合同 (大森西地区・中央地区・池上地 区・馬込地区)

8/22(木) 参加者43名  
会場:浜松町 安宅丸



### 源泉部会 施設見学会

9/18(水) 参加者18名  
会場:特許庁ほか



**大田区立勝海舟記念館 開館**

国登録有形文化財である旧清明文庫を保存・活用しながら増築し、全国初の勝海舟記念館を開館しました。海舟の功績や大田区との縁を紹介するとともに、海舟の想いと地域の歴史を伝える記念館を目指します。

- ▷開館時間 10:00～18:00  
(入館は17:30まで)
- ▷休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、  
年末年始、臨時休館日
- ▷入館料 一般300円、小中学生100円、  
団体(20名以上)2割引(240円、  
80円)
- ▷所在地 大田区南千束2-3-1 東急池上  
線「洗足池」駅下車徒歩6分
- ▶問合せ 大田区立勝海舟記念館  
電話：03-6425-7608

**ゆいっつ(大田区青少年交流センター)  
オープン**

「旧平和島ユースセンター」を大規模改修し、新たに「ゆいっつ(大田区青少年交流センター)」として、10月21日(月)にオープンしました。「ゆいっつ」は、青少年の健全育成を図るとともに、スポーツ、地域交流及び国際交流を推進する拠点として、宿泊及び日帰り利用ができる施設です。

- ▷所在地 大田区平和島4-2-15
- ▷宿泊定員 134名
- ▷主要施設 宿泊施設(和室、洋室)、研修室、  
体育室、調理室、休憩スペース、  
シャワー室
- ▶問合せ ゆいっつ(大田区青少年交流センター)  
電話：03-6424-5101

**日本政策金融公庫****—— 国民生活事業のご案内 ——**

**わたしたちは、地域の皆さまのための政策金融機関です。**



・セーフティネット・

・創業・

・ソーシャルビジネス・

・海外展開・

・事業再生・

・事業承継・

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、経営に関する様々な情報を提供しています。

**JFC 日本政策金融公庫**

大森支店 国民生活事業  
**TEL: 03-3761-7552**

1日(土)	
2日(日)	
3日(月)	
4日(火)	
5日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
6日(木)	正副会長会 11:00~12:30 法人会館研修室
7日(金)	
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	
11日(火)	✕ 建国記念日
12日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
13日(木)	
14日(金)	
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	平成31年・令和元年分確定申告開始~3月16日まで
18日(火)	★法人税確定申告書の見方・書き方講座① 13:30~16:00 法人会館研修室
19日(水)	
20日(木)	理事会 16:00より 法人会館研修室
21日(金)	
22日(土)	
23日(日)	✕ 天皇誕生日
24日(月)	振り替え休日
25日(火)	★法人税確定申告書の見方・書き方講座② 13:30~16:00 法人会館研修室
26日(水)	
27日(木)	
28日(金)	
29日(土)	
期限	2/10 源泉所得税(1月分)納税 ※ 12月決算法人の確定申告納税 ※ 6月決算法人の中間申告と納税 ※ 社会保険料(1月分)納付 ※印の納付期限は2020年3月2日まで



お出かけください。

## ★新年賀詞交歓会

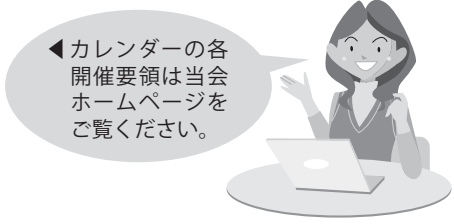
1/21(火)大森東急REI ホテル  
年間の事業で最も会員の皆様に参加される賀詞交歓会。  
異業種の方々が集まる交流会となりますので、ぜひご参加ください!

## ★平成31年・令和元年分確定申告書提出

期間:2/17(月)~ 3/16(月)  
会場:池上会館 西館2F  
《この期間、忘れずにご提出ください!!》

## ★法人税確定申告書の見方・書き方講座

期間:2月18日(火)~ 3月24(火)(全5回)  
法人税確定申告書の注意事項を  
しっかりマーク!  
わかりやすくポイントを説明します!!



◀ カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

●この原稿を書いているとき、日本ラグビーに偉大なことが起きました。自分たちがラグビーをプレイしたときは、松尾選手がスターでした。でも彼がいなくても欧州には絶対勝てないと思っていました。しかし13日のスコットランド戦にて、時代がすでに変わっていたのだと思いました。ノースサイドの笛を聞いた

●先日、札幌で行われた日税連公開研究会で、北海道の税理士会が個人住民税の現年課税化を検討し発表していた。所得税は現年課税・住民税は前年課税であり、納税者にとって解りにくい。国税や地方税・社会保険等の徴収を一元化する日本版歳入庁構想の下で、課税年度の統一が必要との主張だ。公平・簡素・中立であるべき税制だが、時代適合という新たなキーワードが浮上しているのを感じた。  
(広報委員 木内弘美)

ジャーナル・ワン・ダート

## 12月

1日(日)	
2日(月)	広報委員会 16:00より 法人会館会議室
3日(火)	
4日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
5日(木)	
6日(金)	
7日(土)	
8日(日)	
9日(月)	
10日(火)	
11日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
12日(木)	★実務セミナー(プランディング基礎講座) 15:00~17:00 法人会館研修室
13日(金)	源泉部会役員会 16:00 法人会館会議室
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	<東京都地球温暖化対策報告書 提出締切>
17日(火)	第6支部特別研修会 14:30~15:30 京浜島勤労者厚生会館
18日(水)	青年部会租税教室(池上第2小学校) 13:10~
19日(木)	
20日(金)	青年部会租税教室(大森第1小学校) 14:20~
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	
24日(火)	
25日(水)	
26日(木)	
27日(金)	御用納め
28日(土)	
29日(日)	
30日(月)	
31日(火)	
期限	12/10源泉所得税(11月分)納税
	※ 10月決算法人の確定申告納税
	※ 4月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2020年1月6日まで

★印のイベントは一般の方も参加できます。  
詳しくは事務局03(3)7514484までご連絡ください。

## 1月

1日(水)	☼元旦
2日(木)	
3日(金)	
4日(土)	
5日(日)	
6日(月)	御用始め
7日(火)	
8日(水)	
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	
12日(日)	
13日(月)	☼成人の日
14日(火)	
15日(水)	
16日(木)	
17日(金)	
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	
21日(火)	大森法人会新年賀詞交歓会 18:00~ 大森東急REIホテル会議室
22日(水)	
23日(木)	
24日(金)	
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	
28日(火)	
29日(水)	
30日(木)	
31日(金)	
期限	1/14 源泉所得税(12月分)納税
	1/20 納期の特例の適用を受けている場合の所得税及び復興特別所得税
	1/31 11月決算法人の確定申告納税
	1/31 5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付
	1/31 源泉徴収票の本人への交付と提出
1/31 給料支払報告書、特別徴収票の提出	

### 税金クイズの答え

時、万感の思いと涙が流れてしまいました。時代が移り常識が動きました。後、どんな夢が見られるのでしょうか楽しみます。  
(広報委員 川崎亮夫)

- A** ②固定資産の修理・改良等のために支出した金額のうち、固定資産の使用可能期間を延長させ又は価値を増加させるものである場合にはその延長及び増加させる部分に対応する金額は、修繕費ではなく資本的支出となります。
- B** ②個別対応方式は、継続適用などの制限は特にありません。
- C** ②給与の支給人員が常時十人以上となった場合は、「源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったこと」の届出書を提出することが必要です。
- D** ①日本酒を製造するため原材料の米は、酒類ではないので「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであるため、軽減税率の対象となります。

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者: 法人 太郎
項目番号	点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにはした。

点検項目チェック表		II 貸借関係 (資産科目)	
科目等	点検項目	9/30	3/31
預現金 小切手 受取手形	12 手形現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金(小切手)による高額又は不特定(緊急)の受入れは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	15 受取手形の簿物と種別簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
売掛金 未収金	16 種別簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のパフォーマンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

**特 退 共**

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度



### 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益社団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○のご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定の「プリント」をご確認ください。

企-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求

お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町15番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokeitaikyo.or.jp/>